○枝幸町住まいの省エネ等リフォーム支援事業助成金交付規則

令和７年３月 12 日
規則第　　８　号

枝幸町住まいの省エネ等リフォーム支援事業助成金交付規則

（趣旨）

第１条　この規則は、住宅の省エネルギー化工事等を行う所有者等に対し、予算の範囲内で工事費等の一部を助成することにより、住宅等改修費用の負担軽減や住宅の居住性、耐久性及び安全性の向上を図り、町民が安心して住み続けられる住環境を整備するとともに、「ゼロカーボン北海道オホーツクえさし」の実現に向けた、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

（１）住宅　町内に建設されている、居住の用に供する建物又は建物の部分（居住の用以外の用に供する部分との共用部分を含む。）で、共同住宅又は長屋等で賃貸営業用の部分を除く。

（２）既存住宅　昭和56年５月31日以前に着工された戸建て、長屋、兼用又は併用住宅（住宅部分の床面積が延べ床面積の２分の１以上のものに限る。）及び共同住宅をいう。

（３）省エネルギー化工事等　第３条第１項各号及び別表に規定する工事等をいう。

（４）対象工事費　助成金を申請する省エネルギー化工事等に要する費用のうち、次に掲げるもので助成金の対象となる部分

ア　製品、材料費その他これらに類するもの

イ　製品等の設置費、施工費その他これらに類するもの

ウ　仮設費、養生費、運搬費その他これらに類するもの

エ　調査費、診断費、設計費その他これらに類するもの

オ　解体費、廃棄物処分費、清掃費その他諸経費等

カ　消費税及び地方消費税相当額

（６）耐震診断　次のいずれかに該当する既存住宅の地震に対する安全性の評価をいう。

ア　「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（平成18年１月25日付け国土交通省告示184号別添）」第一に規定する建築物の耐震診断の指針による耐震診断

イ　国土交通大臣がアの指針と同等以上の効力を有すると認めた方法（「建築物の耐震診断及び耐震改修に関する技術上の指針の係る認定について（技術的助言）（平成31年１月１日付け国住指第3107号国土交通省住宅局長通知）」）による耐震

診断

ウ　上記ア及びイに掲げる方法と同等と認められる耐震診断

（７）耐震改修工事　耐震診断の結果により倒壊の危険性があると判断された既存住宅の耐震改修工事で、その内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第123号）第17条第３項第１号に規定するものをいう。）に適合しているもの

（８）町内建設業者等　町内に主たる事業所を有する法人又は町内に住所を有する個人事業主で次のいずれかに該当するもの

ア　建設業法（昭和24年法律第100号）第２条第３項に規定する者

イ　枝幸町商工会員である者

（９）町外建設業者等　町外に主たる事業所を有する法人又は町外に住所を有する個人事業主をいう。

（助成金の交付対象工事費）

第３条　助成金の交付対象工事費は、住宅及び既存住宅に対して町内建設業者等又は町外建設業者等との請負契約等により実施するもので、次の各号のいずれかに該当する工事等であって、別表に規定する費用とする。ただし、枝幸町結婚新生活支援事業補助金交付規則の規定による交付決定を受ける者であって、第１号から第４号までの工事等と同一の内容で補助金の交付を受けている場合は、対象工事費からその額を控除するものとする。

（１）省エネルギー化工事

（２）省エネルギー設備機器の導入

（３）耐震診断の実施

（４）耐震改修工事

２　対象工事費には、次に掲げる費用を含まないものとする。

（１）住宅と非住宅部分を併せた工事の場合は、当該非住宅部分の工事に要する費用

（２）床、壁、天井のいずれにも固定されない物品等の購入又は設置に要する費用

（３）外構工事（塀、車庫、物置、舗装、造園、通路、門扉等）に要する費用

（４）家具、家庭用電気機械器具の購入に要する費用

（５）製品保証料、保証期間延長料その他これらに類するものに要する費用

（６）工事を行うための引越費、工事期間の宿泊費その他これらに類するものに要する費用

（７）その他当該工事を行うにあたり、明らかに不用又は著しく過剰であると判断されるものに要する費用

３　前項各号の費用において、助成金の対象となる部分との同時施工による共通費用については、按（あん）分により算出するものとする。

（助成金の対象となる要件）

第４条　本事業の対象は、次に掲げる要件全てに該当するものとする。

（１）令和７年４月１日以降に工事請負契約その他の契約がされていること。
（２）省エネルギー化工事等が、別表に規定する内容で実施されること。
（３）助成金の対象となる住宅及び既存住宅には、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令に明らかな違反がないこと。
（４）枝幸町及び北海道が住宅の性能向上リフォームの促進を図ることを目的に、住宅の写真及び工事内容を広報等に必要な範囲で利用することを許諾すること。
２　町長は、特段の事情への配慮が必要と認められる場合は、助成事業の対象に係る要件の一部を免ずることができる。
（助成金の交付対象者）
第５条　助成金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、省エネルギー化工事等を行う者が、次の各号のいずれにも該当するものとする。
（１）省エネルギー化工事等を行う住宅（以下「対象住宅」という。）の所有者又は所有者と同一の世帯に属する親若しくは子（未成年者を除く。）
（２）前号に規定する者及びその者と同一の世帯に属する者全員が市町村税を滞納していないこと。
（３）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第２条第１項第２号から第６号までに該当しないこと。
（助成金の額）
第６条　助成金の額は、別表に規定する額とする。また、第３条第１項第１号から第４号までを複数併用する場合の助成金の額は、同項第１号から第４号までに規定する当該上限額の範囲内で算定した額をそれぞれ加算するものとし、千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
（助成金の交付申請）
第７条　助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該省エネルギー化工事等の着手前に枝幸町住まいの省エネ等リフォーム支援事業助成金交付申請書（様式第１号）に、次の書類を添えて町長に提出しなければならない。
（１）省エネルギー化工事等を行おうとする住宅の所有者が明らかとなる書類
（２）省エネルギー化工事等の内容及び省エネルギー化工事等に要する費用の積算根拠が明らかとなる書類
（３）誓約書兼同意書（様式第２号）
（４）写真（省エネルギー化工事等の実施前の状況を撮影したもの）
（５）第３条第１項各号ごとに別表に規定する関係書類
（６）その他町長が必要と認めるもの
（助成金の交付決定等）
第８条　町長は、前条の規定に基づく申請を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地を確認のうえ助成の可否を決定し、当該申請者に対し、枝幸町住まいの省エネ等リフォーム支援事業助成金交付決定（却下）通知書（様式第３号）により通知するものとする。

２　助成金の交付は、同一年度内において、同一世帯が申請する住宅又は既存住宅につき１回限りとする。
３　町長は、助成金の交付を決定する場合において、その交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付すことができる。
（助成事業の変更等）
第９条　前条の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該事業の内容を変更又は中止（以下「変更等」という。）しようとするときは、枝幸町住まいの省エネ等リフォーム支援事業助成金変更等承認申請書（様式第４号）に変更等内容が確認できる書類を添えて、町長に提出しなければならない。
（助成事業の変更等承認）
第10条　町長は、前条の規定に基づく申請を受理したときは、その内容を審査のうえ、変更等の承認の可否を決定し、当該申請を行った者に対し、枝幸町住まいの省エネ等リフォーム支援事業助成金変更等承認（不承認）通知書（様式第５号）により通知するものとする。
（完了の届出）
第11条　交付決定者は、助成事業を完了したときは、速やかに枝幸町住まいの省エネ等リフォーム支援事業助成金完了届（様式第６号）により町長に届け出なければならない。
２　前項の完了届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
（１）写真（省エネルギー化工事等の施工中及び完成後の状況を撮影したもの。第３条第１項第３号の場合を除く。）
（２）町内又は町外建設業者等からの省エネルギー化工事等に係る代金請求書の写し
（３）省エネルギー化工事等に係る請負契約書又は注文請書等の写し
（４）その他町長が必要と認めるもの
（完了検査）
第12条　町長は、前条の規定に基づく届出を受理したときは、当該届出の提出があった日から10日以内に町長が任命した職員をもって、書類及び必要に応じて行う実地検査により、当該届出に係る助成事業の成果が助成金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、枝幸町住まいの省エネ等リフォーム支援事業助成金完了検査調書（様式第７号）に記録するものとする。
（助成金の額の確定等）
第13条　町長は、前条に規定する完了検査の結果、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、助成金の額を確定し、交付決定者に対し、枝幸町住まいの省エネ等リフォーム支援事業助成金確定通知書（様式第８号）により通知するものとする。
（助成金の交付）
第14条　助成金は、前条の規定により助成金の額を確定した後に、交付決定者から提出のあった枝幸町住まいの省エネ等リフォーム支援事業助成金請求書（様式第９号）

に基づき交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第15条　町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（２）偽りその他不正の手段により助成金の交付決定又は助成金の交付を受けたとき。

（３）その他、この規則の規定に違反したとき。

２　町長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、交付決定者に対し、枝幸町住まいの省エネ等リフォーム支援事業助成金交付決定取消通知書（様式第10号）により通知するものとする。

（助成金の返還）

第16条　町長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、交付決定者に対し、枝幸町住まいの省エネ等リフォーム支援事業助成金返還命令通知書（様式第11号）により返還を命ずることができる。

２　前項の規定により、助成金の返還の通知を受けた者は、受理した日から90日以内に助成金を返還しなければならない。

（その他）

第17条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に町長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和７年４月１日から施行する。

（この規則の失効）

２　この規則は、令和１０年３月３１日限り、その効力を失う。

３　第15条から第16条までの規定は、この規則の失効後もなお、その効力を有するものとする。